



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 井上超由／編集人 奥野慎太郎
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1 (JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail : shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL : http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士記念日(2月22日)を終えて

企画部長 西村 泰成

私達行政書士の前身は、明治5年の太政官達「司法職務定制」による代書人制度にありました。代書人制度において、市町村役場、警察署等に提出する書類の作成を業とする者は、行政代書人として活動を行っていました。

明治30年代後半には、「代書人取締規則」が警視庁令や各府県令で定められるようになりました。大正9年11月、これら監督規定の統一化を目的として、内務省によって「代書人規則」が定められました。

戦後、代書人規則は「日本国憲法施行の際に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」によって昭和22年12月に失効しました。その後、住民の便益に向け法制化を求める社会の動きを受け、昭和26年2月10日、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利益に資することを目的（行政書士法第1条）とした「行政書士法」が成立し、2月22日法律第4号として公布され、3月1日に実施されました。

日本行政書士会連合会では、行政書士の自覚と誇りを促すとともに組織の結束と制度の普及を図ることを目的に、行政書士法が公布された2月22日を「行政書士記念日」と定めています。さらに今年は行政書士制度70周年を迎える節目の年でもあります。各都道府県行政書士会では、この日に合わせて様々なPRやイベント等を計画しました。

しかし新型コロナウイルス感染拡大により、人が集まるイベント等は来場いただく方のご健康を考慮し延期や中止が相次いでおります。滋賀県行政書士会でも行政書士制度の意義を再確認する契機となり、行政書士の活動が社会の貢献につながっていることを広く県民の皆様に知っていただけるよう「暮らしの安全と行政書士」をメインテーマに3部構成の講演会の実施を計画しておりましたが、中止することにいたしました。

現在、滋賀県行政書士会では新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民や事業者の皆様のご相談をお受けしております。行政書士がご相談をお聞きしながら、国・県・市町の各種補助金、給付金等さまざまな支援策をご案内しております。相談料は無料です。ご相談がありましたら ☎ 077-525-5670 までお電話ください。詳細は滋賀県庁、滋賀県行政書士会のホームページに掲載しております（2020年度の相談窓口設置は3月31日までです）。

新型コロナへの対応が長期化する中、第一線で奮闘されている方々に対し心から感謝申し上げるとともに一日でも早く終息するよう祈っております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民・事業者のみなさまへ



新型コロナのお悩み

相談窓口

お電話ください

新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種支援策のワンストップ相談窓口（滋賀県行政書士会）コロナゼロ／

☎ 077-525-5670

利用時間：9:00～17:00（土日・祝日を除く）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民や事業者のみなさまのご相談に、行政書士が対応します。
お困りごとがあれば、何でもご相談ください。

ご相談の流れ

電話相談 (無料) **訪問支援** (無料)

● 行政書士がご相談をお聞きしながら、国・県・市町の各種補助金、給付金など、さまざまな支援策をご案内します。
 ● 電話相談では、相談内容を踏まえ、必要に応じて訪問支援の調整も行います。
 ● 支援等の申請手続きの具体的な方法や必要書類・問い合わせ先をアドバイスします。
* 本事業は支援施策等の案内やアドバイスを行うものであり、書類の作成や申請等の代行を行いうるものではありません。

滋賀県